

一 退職手当確立
 外数項畧

解決事項

一 労使条件ハ一部変更ノ外従来通り
 一 工場主ノ任意指定ニ依リ職工一名争議団中ニ名退職スルコト
 一 職工側ハ労資協議ヲ旨トシ可及的紛争ヲ避ケ若シ紛争蜂起ハ
 場合ハ示談的交渉トシの或急回終業等ヲ避クルコト
 外四項

① 甲村鉄工所争議 (一ニキートニハ)

秋田縣北秋田郡山瀬村倉瀬村字大柿柳

労使者 四七名

参加者 四名

工場主ハ不況打開策トシテ労使割値下ヲ取策中ニ職工側ノ採執
 スルトコトナリ急進分子四名ハ断然之ヲ阻止シテ工場主ハ取
 クベク取策シテ全職工ノ動搖ヲ見ルニ至リタニ因リ工場主ハ取
 ヲ放棄スルト共ニ主謀者ヲ職首セントシタルヲ以テ十一月六日紛議ヲ
 全止シタルガ今八日役場吏員等ノ調停ニ依リ解雇セザルコトトシテ
 解決ス。